



土井首“ゆうこう”だより 6月号

○特別定額給付金の申請受付が始まっています。

5月16日（土）、長崎市は、各世帯に「特別定額給付金」申請書を郵送しました。送られて来た世帯主の方は、申請書に振込先口座などの必要事項を記入の上、必要書類（通帳のコピー、運転免許証のコピーなど）を添えて返送してください。

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、パソコンや一部のスマートフォンから申請することもできます。ともに申請期間は3か月間です。



詳細につきましては、総務省のホームページをご確認ください。
総務省特別定額給付金コールセンター：0120-260020（フリーダイヤル）
（応対時間 9：00～18：30）

その他、事業継続に関する各種支援制度もあります。（いずれも給付要件があります。）

[市] 事業持続化支援金 対象：小売・飲食等を除く全業種
限度額：法人 30 万円、個人 15 万円 ※国の持続化給付金との併給はできません。
問合せ先専用コールセンター 095-801-1726

[県] 休業要請協力金 限度額：1 事業者当たり 30 万円
問合せ先 専用コールセンター 095-824-5185

[国] 持続化給付金 限度額：法人 200 万円、個人 100 万円
問合せ先 専用コールセンター 0120-115-570

また市は別に、その他の生活支援として「子育て世帯への臨時特別給付金」、生活支援納付猶予等として、「学校給食費納付猶予」、「市税、国保税、介護保険料、保育料の納付の猶予」ほか、があります。

○新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が公表されました

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化することが予測されることから、「新しい生活様式」が発表されました。

- (1) 一人ひとりの基本的感染対策
身体的距離の確保、マスクの着用、旅行の自粛 など
- (2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式
手洗い、咳エチケットの徹底、換気、3密（密集・密接・密閉）の回避 など
- (3) 日常生活の各場面別の生活様式
通販の利用、レジ並びにスペース、公園はすいた時間、筋トレは動画で など
- (4) 働き方の新しいスタイル
テレワークやローテーション勤務、時差通勤、対面での打合せは換気とマスク など

感染拡大が収束に向かうようがんばりましょう!!



特別定額給付金の給付を装った特殊詐欺等が発生していますので
ご注意ください!!
※長崎市は、ATM の操作を依頼したり、手数料等の振込を求めたりすることは、絶対にありません。

